

令和 3年 6月

三重県内医療機関 各位

四日市市長 森 智 広
(公 印 省 略)

四日市市子ども医療費助成の現物給付の年齢拡大について

平素は、本市のこども保健行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、見出しにあります子ども医療費の現物給付についてですが、本市においてこれまで未就学児を対象にしていまいりましたが、令和2年9月から四日市市、菰野町、朝日町、及び川越町の医療機関等に限り、中学修了まで（15歳年度末到達まで）に年齢拡大を実施したところでございます。

さらに、令和3年9月診療分からは、小中学生の現物給付を、四日市市及び三重郡3町から、三重県内全域の医療機関等での実施に拡大いたします。

つきましては、制度の主旨をご理解のうえ、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、主な制度の変更点は下記のとおりです。また変更点の詳細を裏面以降に記載いたします。ご高覧いただき、ご不明な点などございましたらお気軽にお問い合わせください。

記

①主な制度の変更点

	変更前（3年8月末まで）	変更後（3年9月から）
現物給付の対象医療機関等（未就学児）	県内全域の医療機関等	県内全域の医療機関等 （未就学児は変更なし）
現物給付の対象医療機関等（小中学生）	四日市市、菰野町、朝日町、川越町の医療機関等	県内全域の医療機関等

②運用について

基本的には現在県内で実施している未就学児の現物給付と同様の運用でお願いいたします。小中学生にも未就学児と同じように、現物給付用と償還払用の併用の受給資格証を発行いたします。

小中学生においても、未就学児と同様に支払基金又は国保連合会へ併用レセプトを提出の上、ご請求いただくこととなります。償還払いでの手続きが必要な場合には、これまでどおり、国保連合会へ領収証明書をご提出ください。

○問い合わせ先

四日市市役所 こども未来部こども保健福祉課 給付係
電話 059-354-8083 事務担当 山中

(1) 医療機関等における取扱いについて (現物給付)

1. 現物給付の条件

(1) 対象者の年齢拡大

四日市市内の子ども医療費助成の受給資格を有する中学校卒業までの子ども

※ 15歳になった日以降の最初の3月31日まで、4月1日生まれの人は前月末日まで

※ 受診時に四日市市から転出している場合は不可

(2) 対象年齢拡大の開始時期

令和3年9月1日診療分から

(3) 対象の医療機関

未就学児

三重県内の医科、歯科、保険薬局、訪問看護ステーション

就学児 (小・中学生)

四日市市、菰野町、朝日町、川越町の医科、歯科、薬局、訪問看護ステーション

から、未就学児と同様に三重県内に拡大

(4) 対象の医療費

保険診療の自己負担相当額

※ 国民健康保険、国民健康保険組合 (以下、国民健康保険等) 加入者が高額療養費該当となる場合は、限度額適用認定証の提示が必要です。提示がない場合は、現物給付の対象となりません。

2. 受給資格証の確認

現物給付対象の受給者については、医療機関等の窓口において、毎回、医療保険証と受給資格証に併せて、四日市市が交付する現物給付用の受給資格証を必ず確認していただくこととなります。つまり、2種類の受給資格証の確認が必要となります。なお、記載されている受給者の住所に変更がないか (他市町へ転出していないか) の確認も併せてお願いいたします。

受診時に現物給付用の受給資格証が確認できない場合は、自己負担額を受領し、後日、償還払い用の受給資格証を確認した上で、償還払い対象案件として領収証明書を発行していただくこととなります。

※ 医療機関等において、ひと月のうち、受給資格証を「確認できた日」と「確認できなかった日」が混在する場合は、以下のとおり、「確認できた日」のみ現物給付とする取扱いも可能です。

〈事例〉

① 9月10日受診 現物給付用の受給資格証提示あり

⇒ 現物給付扱い (自己負担なし)

② 9月12日受診 受給資格証の提示なし

⇒ 助成対象外 (自己負担額を受領する)

③ 9月25日来院 前回 (9月12日) 受診に対する現物給付用の受給資格証の提示あり

⇒ 医療機関等により受給者へ自己負担額を返金し、現物給付扱いとすることも可能です。

審査支払機関（支払基金・国保連合会）へのレセプト提出までの間であれば、現物給付用の受給資格証の後日確認を可とします。ただし、窓口にて受給資格証表示の住所に変更がない（他市町へ転出していない）ことを必ず確認してください。

※受給資格証の持参を忘れられた方への対応

四日市市からは、受給資格証を医療機関に提示に再度行くよう案内いたします。医療機関において、お手数をおかけしますが、現物給付対応いただける場合は、受給者に自己負担分を返金の上、レセプトを審査支払機関へご提出ください。償還払いでの対応をいただく場合は、国保連合会に領収証明書のご提出をお願いいたします。

【四日市市から受給者（保護者）への周知について】

- 受給資格証交付時に、毎回提示する必要があることについて説明を行います。
- 広報や受給資格証更新時の制度説明チラシに毎回提示する旨の記載をして周知します。

3. 有効期間・住所の確認

受給資格証には有効期間が記載されていますので、期間内の受診であるか確認してください。また、期間内の受給資格証を持っていても、他市町へ転出する等により、資格を喪失している可能性があります。つきましては、医療機関等での口頭確認（受給資格証の住所に変更がないか（市外へ転出していないか））をお願いいたします。

口頭確認により、受診時に転出していることが判明した場合は、当該市町の福祉医療費の助成対象外になりますので、自己負担額を受領してください。

4. 限度額適用認定証の確認について

高額療養費に該当する場合、被用者保険では一律「区分（ウ）：一般」の所得区分で、国民健康保険等では所得区分（ア）～（オ）に応じた高額療養費の算定が定められています。

国民健康保険等加入者については、入院や外来時に高額療養費該当となる場合は、限度額適用認定証の提示がなければ現物給付の対象になりません。このため、高額療養費の発生が予想される場合は、予め限度額適用認定証の申請を行うよう保護者に案内していただき、受給資格証と併せて限度額適用認定証の提示を受けてください。

ただし、国民健康保険等加入者の入院であっても、未就学児は総医療費が12,300点（123,000円）未満、小中学生は8,200点（82,000円）未満であれば、限度額適用認定証の提示がなくても現物給付での取り扱いを可とします。

5. 自己負担額の受領

保険診療の対象とならない医療費は助成対象外となりますので、窓口で自己負担額を受領してください。

(2) 受給資格証について

現物給付対象の受給者には、従来の未就学児と同様に償還払い用の受給資格証と折り合わせにして現物給付用の受給資格証を交付します。

○四日市市の受給資格証の見本

子ども医療費受給資格証		現物給付 子ども医療費受給資格証	
受給資格証番号 XXXXXXXXXX		公費負担者番号 81240XXX	
住 四日市市●●町△△1-2-3		受給資格証番号 XXXXXXXXXX	
受給資格者 氏名 スワ ハナコ 諏訪 花子		有効期限 令和 3年 9月 1日 から 令和 4年 8月31日 まで	
生年月日 平成26年 1月 1日		対象医療機関 三重県内の医療機関	
加入医療保険 被保険者氏名 (世帯主・組合員) 諏訪 一郎		受給資格者 氏名 スワ ハナコ 諏訪 花子	
記号・番号 00000000		生年月日 平成26年 1月 1日	
保険者の名称 〇〇市国保		有効期限 令和 3年 9月 1日 から 令和 4年 8月31日 まで	
有効期限 令和 3年 9月 1日 から 令和 4年 8月31日 まで		四日市市長	
四日市市長		四日市市長	

ヤマオリ

四日市市外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。
万が一使用した場合は、四日市市への返金が発生しますので、
証は速やかに返還してください。

(緑)

(橙)

変更箇所

○現物給付受給者証の中央に対象医療機関を表記

小中学生においても、三重県内の医療機関と記載しています。

未就学児においては変更ありません

※償還払いの場合は緑色欄の受給資格証番号をご利用ください。

(3) 公費負担者番号（現物給付）

公費負担者番号は、8桁の算用数字から構成されています。未就学児の運用と変更はありません。

○法別番号 子ども・・・81

○都道府県番号 三重県は24になります。

○実施機関番号 市町にそれぞれ3桁の番号が決められています。

○検証番号 国で定めた計算式に基づいて算出される番号です。